

法務省が推進する「法教育」の問題

— 法律上の不法 *gesetzliches Unrecht* と法律を超える法 *übergesetzliches Recht* —

蘆田東一

- 一 はじめに — 「社会科教育」と「法教育」
- 二 どうして、人が人を裁くことができると教えることができるか。
- 三 「法教育」では、憲法と「裁判員制度」をどのように整合的に教えられるのか。
- 四 正義が多数決で決められるのか。
- 五 「法教育」推進者（現場の教員も含めて）の「人権」についての認識はどうなっているのか。
- 六 おわりに — 法律上の不法と法律を超える法

一 はじめに 「社会科教育」と「法教育」

一九九九年に内閣に設置された司法制度改革審議会（會長佐藤幸治）の意見書にもとづき、小泉純一郎内閣が提出した法案「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」は、二〇〇四（平成一六）年五月二一日に成立し、その五年後の二〇〇九年（平成二二年）五月二一日に施行された。

それは、見るも無惨な法律であった。その証拠には、その審議会の構成員で、「裁判員」のアイデアを出したとも言われる松尾浩也自身が、この制度ができたなら、憲法訴訟が多発することが避けられないと言っていたからである¹。この制度と憲法との整合性を明快に説明した憲法教科書など一冊もないと言って過言でない²。憲法の教科書でみることができるとは、或いは錯雑した論理（松井茂記『日本国憲法』第三版）、或いは、議論がなかったこと——これは、議論することができない当人たち、法学者の問題でもあるのだが——を制度を正当化する理由にあげている（浦部法穂『憲法学教室』全訂第二版）といった体たらくである。これは、制度自体が、不合理きわまりないものであると同時に、憲法学をはじめとする法学、法曹の惨状を表しているともいえる。

私は、先に裁判員制度を推進した人たちの、あまりにも杜撰な議論について述べた³が、それを公表する媒体が見えたらなかった。これも、今の日本のいわば法的リテラシー状況を表しているといえる。仕方なく、WEB (data.na.ne.jp/ono-tani/20091203/1259845760) で公開した。

さらに、「裁判員制度とはなにか・補説」として、問題のより具体的な展開を試みたが、その試みた展開も、掲載されることはなかった。裁判員制度について問題を提起する手だてなどから、私が今できることとしてはこれまでかと思つた⁴。

ところが、現実に種々の問題を、無自覚に抱えながら、裁判員裁判を進行させる一方で、法務省によって、「法教育」なるものが推進されていた。

「法教育」とだけ聞けば、法の意義とか、その実態についての学習かと思う。そうであるなら、法は、人と人との関係、あるいは、その関係の側面であるから、法だけを取り出すことは無意味である。小・中・高での法についての学習は、社会科教育でふつう行われるべきことなのである。

従って、今「法教育」と言っているのは、社会科学教育 social study とは別の law-related education の訳語のようである。すると、「法教育」つまり、law-related education というのは、アメリカ社会の法的リテラシーにもとづいて行われているわけである。逆にいえば、アメリカで law-related education といえば、アメリカ社会の法的リテラシーの確認にすぎないわけである。

ところが、佐藤幸治司法制度改革審議会会長（当時）は、「明治憲法の下で近代的な司法ができ、敗戦を背景に生まれた日本国憲法の下で大きな司法改革を試みたが、今度こそ、自発的に、自らの力で、あるべき司法にしようじゃないかということではないか⁵」と言う。

すると疑問に思うところが二つでてくる。一つは、司法改革とか法教育などで、アメリカのことなどが、ご都合主義的に引き合いに出されるが、佐藤幸治は、「今度こそ、自発的に、自らの力で」と、日本国憲法下の制度を覆す覚悟を表明していることである。二つは、あきらかに law-related education の訳語としての「法教育」を想起させながら、law-related education の場合が、アメリカ法の歴史に基づき、文学やドラマにまで浸透した法的リテラシーの確認にすぎないのに対して、佐藤らの法教育は、俄に作り上げた、はなはだ怪しい制度を懸命に教え込もうという意欲に満ち溢れたものになっていることである。

従って、文末の文献のように、この間の司法改革に関して、裁判員裁判の実務も実際に問題なのであるが、教育の問題としてはさらに闇雲にならざるを得ないのである。現実の裁判員裁判でも、実際に施行されているからといって、決してよいわけではない⁶。

さらに教育の場合、教室でより合理的な「説明」が必要とされる。その意味で、今回の「司法制度改革」に関しては、少なくとも、「法教育」に関しては、まだ、暗中模索だろう。基本的な法的素養を持っている人で、それを平然と実行している人があるとは、到底考えられない⁷。

私は迂闊であったが、すでに二〇〇一（平成一三）年六月に公表された審議会意見書「二一世紀の日本を支える司法制度」に、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させること」がうたわれている。それで、二〇〇三（平成一五）年七月に学校教育等における司法及び法に関する教育について調査・研究・検討を行うことを目的とした法教育研究会が法務省に設置された。中心人物は、土井真一京都大学大学院法学研究科教授、江口勇治筑波大学教育系教授である。

二〇〇四年の裁判員制度の成立に伴い、二〇〇五（平成一七）年五月、法務省はさらに法教育推進協議会を発足させた。

法教育研究会の発足にあたり、法務省ホームページが掲載している文には、次のような箇所がある。（傍点は引用者）

現在、司法制度改革推進本部などにおいて、いわゆる司法ネットの整備や裁判員制度の導入など国民に身近な司法の在り方についての検討がなされていますが、国民の側からも司法の様々な領域に能動的に参加し、そのための負担を受け入れるという意識改革も求められているところであります。そもそも規制緩和に示される自由な社会においては、国民が自らを守る手段を心得て自由な活動に備えることが求められます。学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや法の働きに関する国の学習機会を図ることは、今後、ますます重要な課題になると考えています。

「国民の側からも司法の様々な領域に能動的に参加」するように、「負担を受け入れる」という意識改革を求めていることを述べる。それは「そもそも規制緩和に示される自由な社会においては、国民が自らを守る手段を心得て自由な活動に備える」ことが求められているのだと述べる。本当は、規制緩和が先行しているのだが、文の上では、「そもそも規制緩和に示される自由社会では……」と転倒表現を使っている。

そのような転倒表現で、「国民の側から」、司法の様々な領域に「能動的に参加する」、つまり「負担を受け入れる意識改革」を促すものを、「法教育」と表現しているようである。

二〇〇八年に、私が直接目にしたのは、甲南大学法学部の「市民の司法参加」というシリーズの市民講座のポスターであった。市民が司法に絡むのが、民主的とか合理的かのように宣伝されており、この市民講座もその誤解にのっただけであった。法務省のホームページの方が、むしろ誤りは少ないと言える。市民の方から「能動的に参加し」「負担を受け入れる」とある。つまり、市民も治安維持の片棒を担う負担をする、ということである。

「法教育」と聞けば、「法」というものの意義などを学習することを考えるであろう。実際、同志社小学校で、授業をしている法学部スタッフは、基礎法学の担当者である。

その二年後に設けられた法教育推進協議会の趣旨も、次のように、当然ながら「司法改革」に伴うものになっている。

法務省では、平成一五年七月に法教育研究会を発足させ、我が国における法教育の在り方について検討して参りました。その検討と併行して、司法制度改革も進み、裁判員制度や総合法律支援に関する法律などが続々と成り立ちました。

現在、法務省では、これらの新しい制度が円滑にスタートするよう様々な取組を行っておりますが、これら取組の基礎となるの

が法教育の普及・発展であると思われれます。

先の法教育研究会から提出された報告書には「新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために」との副題が付されています。司法制度改革が目指すのは、正に自由かつ公正な社会の実現であり、誰もが法や司法を自らが支えるものにとらえ、新たな時代の担い手となることが求められています。

法教育は、国民の皆様にも「司法が身近なものである」ということを理解していただき、国民の皆様と司法との距離感を解消するために欠くことのできないものであり、今後、司法制度改革の進展に伴って法教育にはこれまで以上に大きな期待が寄せられるものと思われれます。

また、青少年の健全育成という観点からも、子供たちが、法や司法によって自らの権利・自由が守られて、他者の権利・自由を等しく尊重する理念を体得することは、子供たちの未来を拓くためにも欠かせないものと思われれます。

このように裁判員制度をはじめとする各種司法制度改革の成果を国民に身近なものとするため、広く国民の皆様に対して法教育を普及するための施策に取り組む必要があることから、法務省では、平成一七年五月、法教育推進協議会を発足させました。

法が、人々が日々の生活上での規範であれば、当然に、それは、生活と無関係にとりあげることにはできない。法の問題は、人々の生活や、社会で発生する不合理なことについての考察や提案を具体的に、あるいは理論的に知識としてもくみ上げていくことしかない。その意味で、戦後の一九四七（昭和二二年）、つまり、日本国憲法施行の年、「個人の尊厳を重んずる人間」「真理と平和を追求する人間」を形成するといったことを趣旨として社会科教育は再出発した。

いま、法務省が、「法教育」を推進しようとするのは、戦後、日本国憲法施行と同時にじまった社会科教育では、

不十分と考えるからであろう。尤も、それは、現実の社会科教育の実態分析からなされた思惑ではない。「敗戦を背景に生まれた日本国憲法の下で大きな司法改革を試みたが、今度こそ、自発的に、自らの力で、あるべき司法」を推進するためである。新しい司法制度が、より合理的なものとして、検討、検証された結果成立したものであれば、殊更に「法教育推進」をうたう必要などないと言わねばならない。法務省が推進する法教育は、文部科学省に及び、学習指導要領に組み入れられている。

以前にも述べたが、また言及することになる不可解なこと、つまり合理的でないことが、事実として推進されている。不合理なこと、納得しがたいことであるから、とくに法務省が、推進しているようである。

いま、推進されている「法教育」は、あまりに種々のそして多くの問題があるので、いま簡潔に述べるのは、当然に困難である。

とりあえず、今思う問題を二つあげるとすれば、その法教育を推進あるいは、提起した人たちの法的リテラシーが脆いということ、推進したい課題、つまり裁判員制度などが、従来の社会科教科書、歴史（世界史・日本史）、政治経済の教科書の叙述と大きく矛盾していることから、教育現場は苦悩しているのではないか、という二点である。

第一点目の、提起した人たちの法的リテラシーが脆い、ということとは、本当は簡単に口にすべきことではない。しかし、「敗戦を背景に生まれた日本国憲法の下で大きな司法改革を試みたが、今度こそ、自発的に、自らの力で、あるべき司法にしようじゃないかということではないか」（佐藤幸治）という素朴な民族主義的法学に対しては、脆いという以外に何とすべきだろうか⁸。

また、第二点においては、裁判員制度が問題になった段階で、教育現場の社会科の先生方から、これといった反応が聞けなかったのは、不可解であった。つまり、憲法や裁判についての、基本的な認識を、現場の先生方が、既に欠落されているのではないかという深刻な問題が先行しているのかも知れないのである。「政治経済」の教科書には、「司法権の独立」の内容には、教科書編集上のミスがなければ、必ず「裁判官の独立」（憲法第七六条③）を入れているからである。

一九六九年、自衛隊違憲訴訟である長沼事件を担当していた札幌地裁の福島重雄裁判長に、同地裁の平賀所長が、憲法判断に触れないようにとの書簡を事前に出したことが発覚した。いわゆる平賀問題として「司法の危機」が叫ばれた⁹。社会科の先生のなかには、当時のことを覚えている人も少なくなつたのかも知れないが（決して知らないでも良いのではない）、法学部のスタッフが、そしてまた、弁護士会が忘れていては困るのである。

すると、第二点というのは、実は、苦悩すらできない、現場の先生方の認識程度が問題かも知れない。日本の中高の社会科教育では、前提となるべき法的教養（リテラシー）が欠落しているようである。尤も、この点に関して言えば、弁護士会の反応も不可解であった。その弁護士会の脆さは、刑事裁判が、克服しようとしてきた筈の「報復の場」に、逆行せんとする見苦しい状態にある。このような状態を許している弁護士会が、どうして「法教育」に関与できるのだろうか。

(1) 松尾浩也「司法制度と国民参加」【講演】『エコノミア』五二・二、二〇〇一・一一（横浜国立大学経済学会）

(2) 蘆田東一「裁判員制度とは何か―日本国憲法上の裁判制度は「裁判をうける者」のものであるのか―」（甲南女子中学

・高等学校『研究紀要』第三〇号二〇〇九）参照。

(3) 『正義の学』の終焉 — 関西大学法学研究所児島惟謙没後一〇〇年記念シンポジウム(08・10・4) 『いま裁判員制度が日本に導入される意義 — 児島惟謙の思想的 源流を探りつつ — 』 関西大学法学研究所『ノモス』第23号) — に見る学問的危機の様相

(4) 札幌弁護士会の猪野亨弁護士は、ご自身のブログで粘り強く批判を継続されている。

(5) 「インタビュー」佐藤幸治 司法改革はさまざまな改革の要である」(『法曹養成ロー・スクール構想』法律時報増刊、シリーズ司法改革1、日本評論社、二〇〇四・4)

(6) 裁判員裁判の被告人で、無罪を主張するものは、ほとんどいない。つまり、有罪を認めている被告人を、高みから、反省しているのか、と説教、判断したり、刑を量っている光景は、とても正視できるものではない。リンチや苛めとの差を認めたい。

(7) しかし、この言い方は変である。逆にいえば「教室」で、明快な説明を行えないものが、どうして、現実の裁判として行われているのか。実は、この、合理的説明不能の裁判を実際行ってしまうという現実が、日本の司法制度のもつ問題というよりは、日本の法学、法曹の惨状であると考ええる。

教室で明快な説明を行えない、というのは、筆者の憶測ではない。裁判員制度に明快な説明をなした憲法教科書は一冊もないという現状をみれば、教室で行い得る道理がない。

(8) 佐藤幸治などの審議会のメンバーばかりでなく、前掲(3)の拙稿にある東大教授の陪審についての認識も非常に脆いものがある。反省を促す声がないのが不思議である。

(9) 福島重雄・水島朝徳・大出良知『長沼事件 平賀書簡』(2009/4 日本評論社)

二 どうして、人が人を裁くことができるか。

「法教育」を実施している先生は、生徒に裁判員裁判の模擬法廷を作らせて、人を裁く実践訓練をやらせているようである。例としては、少々古くなるが、平成一七年度第三回「二一世紀ぐんま教育賞(あすなる賞)教職員の一部」法教育授業(模擬裁判)の実践(新しい時代にふさわしい特色ある教育活動の推進)桐生市立広沢中学校教諭森尻利明先生の報告がある。当然ながら、「裁判員制度導入が背景にある」という項目が最初にある。「裁判員制度が成立し、君たちも裁判することになるのだから、そのしくみを理解するように」という模擬裁判である。

みんなが裁判員になるという制度が出来たのだから、知っておかないといけない、ということでの「法教育」である。しかし、人が、どうして人を裁くことができるか、という質問が出たら、どうするのだろうか。裁判員制度が成立したとき、日本カトリック司教協議会が、司祭や修道者らが裁判員候補者に選ばれた場合には、辞退を希望するよう促す公式見解をまとめた、という報道があった。これは、単にカトリックの教義上の問題と誤解されてはならない。

私は、先に、『新約聖書』の「ヨハネによる福音書」で、民衆が、不倫した女をリンチにかけようとしているのに遭遇したイエスが、「誰が裁けるのか」といったとき、誰一人残れなかった一節を紹介した(1)。つまり、二千年前に、人が人を裁くことは、出来ないと考えているのである。そのために、人々は、訴訟契約とか証明の方法などの手続きを發展させてきたのである。

今、真剣に、本気になって、法のこと、教育のことを考えるのなら、既に二千年前に、どうして、人は人を裁くことができないと考えたのか、そのために、人類は、どのような営為をなしてきたのか、ということ、まずは、法学者か

ら考えなければならぬ。そのようなこともせずに、「民衆に」人の生命や自由さえ奪わさせる制度をつくりあげる傲慢さも、これもまた「法教育」の教材にしなければならない。しかし、そのような度し難い愚劣さは、少し歴史を勉強すれば、いくつも実例を見ることが出来ることなのである。そして、無思慮にも、「法教育」に参じている教員、法曹には、深い自省を求めたいと思う。

どういうわけか、陪審を素人裁判であるとか、市民の司法参加というように言っている人たちがいる。これらの拙劣な誤解については、繰り返さない。陪審は、基本的に証明方法である。陪審は、アメリカのドラマでよく使用されるが、実際には、刑事裁判を全面的に覆っているわけではない。アメリカの刑事事件で陪審トライアルに回るのは州では1%くらいである²。陪審による公判をうけるのは被告人の権利なのであって、国民の参加する権利なのではないのである。陪審が評価に関係することはあっても、基本的に罪体の立証に関する判断をするだけである。そのことは、戦前の辣腕検察官であった平沼騏一郎も言っている³。つまり、戦前の日本人法律家の法的リテラシーであったわけである。三谷太一郎東大名誉教授や佐藤幸治京大名誉教授の法的リテラシーは、戦前の検察官の足下にも達していない。三谷・佐藤の法的リテラシーを疑う所以である。

問題は、佐藤幸治が、本当にアメリカ刑事裁判で陪審トライアルにかかるのが1%に過ぎないということを知らなかったかどうか。99%が有罪を認めて審理しないか、裁判官トライアルにまわることになる。戦前日本で行われた陪審事件は、法定陪審事件でも、昭和二年は一三件、昭和一三年以降は一〇件を割っている（一三年は四件、一四年は三件、一五年は四件、一六年は一件、一七年は一件）。法定陪審事件は、被告人が争っていれば、必ず陪審裁判になるのであるから、ほとんど争っていないなかったということになる。請求陪審事件においては、一五年間の法定陪審事件総数は

二五、〇九七件で、陪審裁判をうけたのは四八八件で、1・9%、請求陪審事件総数は四三件で、実際に陪審裁判をうけたのは、一二件の12%であるという。この割合は、数字の条件が全く異なるのであるが、陪審裁判を受ける被告人の割合の傾向として、アメリカの一九九九年の例とそう特異なものではないのである。しかし、このことをもって陪審が無意味であるとか、そのようにことを言っているのではない。陪審というものの、裁判というものの性格を考え、「民衆の司法参加」などと間違ったことを考えささしなければ、問題は無い。陪審制の復活を主張していた代表的な人である佐伯千仞は、「起訴状一本主義を徹底するためには、現在の証拠の証拠能力の判断と証明力の判断を区別せずに同じ裁判官に委ね、また罪体（有罪・無罪）の立証と量刑に関する情状の立証とをはっきり段階的に区別しない状態は改められるべき」で、それは、陪審制の復活で解決されると説くのである。だから、それは、陪審裁判をうけるものが1%でも如何なる不都合もないのである。合理的な訴訟手続き、適正な司法手続きを考えるなら、陪審制の復活で、しかも受けるものが1%で結構なのであるが、佐藤幸治たちにとっては不都合だったようである。

佐藤や三谷は、市民を、刑事裁判に動員して、実質「有罪答弁」している被告人（少なくとも英米では arraignment 罪状認否手続で有罪の訴答している被告人にはトライアルは無い）に対して尋問糾弾させたいのである。だから、1%に過ぎない陪審トライアルでは、佐藤や三谷の要求に応えられないのである。

さらに、佐伯千仞が陪審制の復活を主張するのは、証拠能力の判断と証明力の判断を段階的に区別するためであり、民衆には、量刑における情状の立証などは関与させないものである。その適正な手続きこそが、裁判を裁判たらしめるものであるのであって、有罪答弁をしている被告人に対して、市民に糾弾尋問させるようなのは、裁判の名に値しないリッチである。

(1) 前節一の注(2)六一頁。

(2) 第三「第三節のみだ」 Brian J.Ostrom, sssssShauna M.Strickland, and Paula L. Hannaford-Agor, “Examining Trial Trends in States Courts : 1976-2002” *Journal of Empirical Legal Studies* 1, no.3 (November 2004) の Table 1 に見られる一九九九年の数字では、連邦地裁の刑事事件の Filings が 59,923 に対して Jury Trials は 3,268 であり、州の一般管轄裁判所 States Courts of General Jurisdiction の刑事事件の場合は、 Filings が 4,924,710 に対して、 Jury Trials は 54,624 である。

(3) 前節一の注(3) 第三節第一項参照。

三 「法教育」では、憲法と「裁判員制度」をどのように整合的に教えられるのか。

先述のように、かつて、「司法の危機」が叫ばれたときは、「裁判官の独立」(憲法第七六条③)が危機的状況であると言われた。どうして裁判員は問題にならないのか。法学部で使用される憲法教科書でも説明ができていないものを、「法教育」の現場の先生方は、説明できると思っておられるのだろうか。小中高生であれば、誤魔化せると思っているのだろうか。あるいは、前掲したような教科書に、既に自ら納得しているのだろうか。

憲法第三七条に「①すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」とある。これは、被告人の権利である。「公平な裁判所」だから、素人の裁判員がいても、かまわないとする憲法教科書がある。素人裁判員に裁判されることが、権利になると本当に思っておられるのなら、ただちに、法学の教壇から降りて頂かなくてはならない。

何度も引用するが、佐藤幸治は「敗戦を背景に生まれた日本国憲法の下で大きな司法改革を試みたが、今度こそ、自発的に、自らの力で、あるべき司法にしようじゃないかということではないか。」と言っているのである。そもそも、当時審議会会長の佐藤幸治には、日本国憲法の規定には、それほど拘泥する気はないようなのである。というより、日本国憲法とは別の「国のかたち」を目指しているようである¹⁾。

(1) 末尾リストにあげたリストのなかで、以上のような傾向とは異なるのが、次のような文献である。

4 近藤真 「憲法教育論：市民形成および社会科教育としての憲法教育（「法学教育」の総合的研究特集）」（現状と課題）」

『法の科学』（22）、p.59-66、1994）は、まだ、「社会科教育」の内実にとどまる。「法教育」以前である。

29 藤沢攻「司法制度改革下における『法教育』（「司法改革」の総決算：憲法の理念に基づく真の司法改革をめざして）」（これだけは言いたい！私の司法改革論）」『法の科学』（36）、159-163、2006）

四 正義は多数決で決められるのか。

日本の法学部では、正義が多数決で決められると教えているとは思いたくない。しかし、このあまりにも素朴で拙劣な考えに、日本の法学者は、意外と無頓着鈍感である。三谷・佐藤両名誉教授以下の憲法学者、法学者、政治学者たちが、これほど、論理的思考がなかったのかと思う。日本の状態を憂う。

有罪無罪の判断は、有罪が、どこまで証明できたか、という論理の問題である。どれだけ賛成するか、ましてや「市

民感覚」の問題である筈がない。「感覚」に依存する政治は、歴史において悲惨な例として無数に見られる。一つはナチス支配下の例、というより、ナチスが多数派を形成していく過程の例である。(余所事ではない。半藤一利は、張作霖爆殺事件前後と満州事変前後の日本の状態と新聞の論調を『昭和史の転回点』(図書出版社一九八七)で追っている。)である。まして、裁判が「感覚」に依られては、到底法治国家とは言えない。

明治時代、清朝末期の中国をはじめ、アジアからの、とくに法学部の留学生が多かった事実がある。多すぎるので、規制した結果、中国へ帰った留学生たちが作った大学が上海などに多くあったという。そのような学校へ行っていた人が胡適である。つまり、合理的な法制度を構築し得た日本は、アジアの人々を惹きつけていたのである。今、その逆が起きていることを深刻に考えないといけない。

話をやゝずらずが、学校社会科などで起こってことも、同様のこととして紹介する。ディベートとか、情報教育などとの組み合わせである。何年か前に、私が実際に遭遇したことである。「原発建設は、是か否か」ディベートします、と言って、いろいろ調べてくるのだそうである。ディベートって、原発問題は何の問題だと思ふのか、と聞くと、担当教師は、「エネルギー問題でしょ」と言ってくれた。「中学地理」の教科書にだって、安全性の問題だと出ているのである。「トイレの無いマンション」を作った状態とも出ている。つまり、安全性の問題が解決しない限り、建設は出来ないのである。議論で決めることではないのである。

困ったことに、このように、論理の問題だというと、決めつけだとか、悪いことのように言うのがある。ひどい話になると、「広島長崎への原爆投下は是か否か」を論題にしたという、これも冗談ではない。「法教育」は、このような社会科教育などの荒廃した状況のもとにこそ、生まれたものだと考えられる。言い換えれば、「法教育」は、衰弱した「社会科教育」の上塗りというべきかも知れない。

五 「法教育」推進者(現場の教員も含めて)の「人権」についての認識はどうなっているのか。

A 「法教育」が裁判員制度の制定に伴うことであるということは、異論がないところである。裁判員制度は、「市民の司法参加」とか「司法の民主化」と誤解したり、させたりしていることが多い。市民が司法に参加するなど、おぞましいリンチと違うことを明確に言えるか。

というのは、刑事被告人ほど、人権について、あぶないところにいる者はないのである。日本国憲法第三章「国民の権利及び義務」三二箇条のうち一〇箇条が刑事被告人の権利保障規定であるということは、前に述べた(1)。

法教育提案者は、自分が、裁判をする立場に立つことを中心に考えている。三谷太一郎が、傍聴、つまりバーの後ろからでは、裁判のことがよくわからない、バーの前で、裁判官の席に立つことによってこそ、「統治者としての教育」をはかれる、と述べていることを、第一節の注(3)の草稿で紹介した。刑事被告人は、「健全な」市民の教育材料なのである。これほど人権を愚弄した発言があるか。

弁護士会は、取り調べの透明化など言う前に、刑事裁判の原則に立ち返って、自らを顧みなければならない。

法教育を担当する先生方は、実は、自分たちがリンチに手を貸しているのではないか、と問いかねないといけない。

裁判員制度のモデルは検察審査会である。検察審査会は、起訴されなかった案件のチェックである。つまり、検察で、証拠が不十分で公判が維持できそうになかったり、あるいは、公判にすることが妥当でないと判断した事件を、チェッ

クするものである。しかし、今、そのような検察の判断や、あるいは検察審査会の趣旨そのものを覆す勢いである。「疑わしいという感触を払拭できない」のが、裁判にかける理由になっている。これでは、すでに、日本はリンチ社会である。法教育を推進している先生方に、そのような日本の司法に対する認識はあるのか。

法教育では、弁護士会も一緒になって、法廷見学を行っている。これは、以前から行われていたことではある。公判は公開されなければいけない。しかし、現実に法廷見学は、建物を見に行くわけではない。当然に公判を見に行くわけではない。当然に現実の裁判である。そして、抽象的に手続きだけがなされるわけではない。またそれだけでは、関心のもちようもない。生徒に限らず、実際に興味深く観察してしまうのは被告とされている人物である。裁判というよりも刑事被告人を見に行っているのである。生徒の感想は、刑事被告人の印象である。犯罪とのギャップとか、それは、社会勉強ではあるだろうが、法廷見学は、人物見学ではないだろう。

しかし、三谷太一郎、佐藤幸治たちは、刑事被告人への関心、教育材料としての関心である。人間としての権利についての思慮は窺うことができない。国民の「統治主体意識」をたかめること、つまり、国民をして、「人」に刑を課すことの「感触」を味わせるといふ法教育に意欲しているというのは、明らかなのである。どれほど、人間の尊厳を踏みこじることが自覚してもらいたい。

私が、このたび、迂闊であったと驚いたのは、人権に関して最前線の関心を持つと期待される教育関係者、法曹界が、このような「法教育」に深くコミットし、あるいは推進すらしていることに迂闊であったことである。

B 考えれば「法教育」と銘打つところで、どうして人権に関する考えが転倒するのか。このような、異様なことがどうして起こるのかといえ、それは、日本の「法教育」推進者の意向と深い関係がある。先に紹介した司法改革審議会（当時）会長佐藤幸治は、インタビューで「敗戦を背景に生まれた日本国憲法の下で大きな司法改革を試みたが、今度こそ、自発的に、自らの力で、あるべき司法」を語るが、それを、一般的に「国のかたち」と言っている。国のかたちが先行するのである。これは、生徒らが学習する世界史の常識とはずれがある。生徒たちは、アメリカ独立宣言とフランス人権宣言を学習し、やがて、日本も、一九二八年の不戦条約では、最初に調印したアメリカやフランスと同様の一五カ国の一員であることを学び、それを誇りとする。やがて日本はこの条約を自ら破るが、戦後の憲法には、その不戦条約をより進めて成分化した。当時の首相自ら、戦争には侵略も自衛もないとしたのは、日本国憲法の世界史的な意義を強調したのである。

問題なのは、佐藤幸治が、司馬遼太郎の通俗的な明治戦争史観に影響され、梅原猛に賞賛されたと自讃している佐藤の「国のかたち」である。

ほとんどの生徒は、高校時代に、すべての人は、「創造主によって、生存、自由そして幸福の追求を含むある譲ることのできない権利を与えられている。これらの権利を確実なものとするために、人は政府という機関をもつ。その正当な権力は被統治者の同意に基づいている。いかなる形態であれ政府がこれらの目的を破壊するものになったときには、それを改めまたは廃止し、新たな政府を設立し、人民にとってその安全と幸福をもたらすのに最もふさわしいと思われる原理に基づき、そのような仕方、新しい政府を組織することは、人民の権利である。」（傍点は引用者）という一七七六年七月のアメリカ独立宣言を読んでいる。政府は、人々の権利を確実なものにするためにつくられたものであると認識している。また、そのように制度化もなされている。ところが佐藤幸治は、自著『憲法（第三版）』（青林書院）現

代法律学講座5』平成七)で次のように述べる。

既に垣間見たように、人権観念は、かつて法秩序と調和しえないと考えられて忌避されたこともあった。が、人権観念は元来法秩序と調和しうることは自明のものとされ、実際具体的な権利・自由との結合において生成したものであることに留意する必要がある。ただ、人権観念は、人間存在のあり方の複雑さに対応して、理念的な性格のものから具体的なものに至るまで、多様なものを包摂しており、法秩序(憲法典)に対して批判的視点をもっていることは否定できない。(三九三頁)

佐藤は、ここでは、法秩序と憲法を同義に使用している。どうして、人権と法秩序(憲法典)が、対立とか調和とか、別のものとして考える発想が出てくるのだろうか。どうやら、「批判的観点」などということからして、人権と、憲法もって前国家的権利を説くのが一般的であるが、それによれば、厳密には自由権を中心とする自然権的性格の権利のみが人権ということになり、また実際そのように説かれることがある。「ことを述べ、それに対して、公への賠償請求権や生存権は、国家によってのみ与えられるのだから、前国家的権利ではないから人権ではないのかとする(三九四頁)。」ところで、国家への賠償請求権は、国家によって与えられたからあるのだろうか。公務員の不法行為による損害の賠償を請求する権利は、国家によって与えられたものだろうか。

ここで、佐藤は、必ずしも人権は、国家に先行しないという新国家主義的法学を展開したところとすべきであろう。団体への賠償請求権は、国家によって与えられるもののだろうか。ここに、佐藤幸治の法的リテラシーの脆さがある

2。

今、ほとんどの憲法教科書や高校政治経済で、新しい人権としてのプライバシーの権利が特別の項目をもっている。そして、そのきっかけとなった「宴のあと」事件が紹介される。この事件は、民事の損害賠償事件として提起された。個人の権利の実現である。人権として評価されてもかまわないが、決して新しい権利ではないのである。星野英一が「さらに私たちにとって大切なのは私生活である。勝手に自分の家を覗き込まれたり、はては私生活を暴かれたりするときには、それをやめさせることも、それによって受けた損害―多くは精神的な損害であるが―を賠償せよと請求することができる。人はいわゆる『プライバシー』を侵されない権利を認められている。このことは日本民法には規定がないが、古くスイス民法に始まり、今日ではフランス民法等に規定されているもので、わが国でも判例、学説によって解釈上認められる点にまったく異論がない。」(『民法のすすめ』岩波新書536一九九八年三四・五頁)と述べるのは、現代憲法学の脆さを咎めてもいるのであろう。

(1) 前掲一の注(2)

(2) 前掲一の注(3) 第一節参照。

(3) 裁判員制度のことでは、よく問題にされることに、裁判員就任義務は、憲法で国民に課してはならない苦役になるという指摘がある。その指摘も無視できない。それは、前掲一の注(3)の最後に指摘したが、その佐藤と三谷を招待したシンポジウムで吉田栄司関大教授は、松本丞治憲法調査委員会で旧憲法の兵役の義務を陪審員就任義務と併せるといふ議論があったと訴えている。私

が、ここで、指摘するのは、陪審員就任義務が、兵役と同種の義務と考えられているということである。さらに、それが「義務」で

あることに無自覚な関大法学部教授のリテラシーの脆さである。

六 おわりに — 法律上の不法と法律を越える法

「法律上の不法と法律を越える法」とは、周知のように、グスターフ・ラートブルフが一九四六年に南独法曹新聞に発表した文のタイトルである¹。ナチス時代の法についての深刻な思慮が、分量の少なさにも係わらず、世界の多くの人々の関心を呼んだ。それは次のような書き出しではじまる。

《命令は命令だ》という原則と、《法律は法律だ》とう原則がある。ナチスは、この二つの原則を用いて、一方では軍人、他方では法曹というナチスの従者を手もとにつなぎとめておくことができた。尤も、《命令は命令》という原則は、決して無制限に通用したわけではない。指揮官が犯罪的な目的のために命令を下した場合には、服従義務はなくなった（軍刑法四七条）からである。これに反して、《法律は法律》という原則には、何らの制限もなかった。

小文には、およそ不似合いな、この重い文を、ここに引用したのは、ある出版社からの私に対するメッセージにも、交叉する問題をみかけたからである。

今年の春、たまたま進行中の「法教育」の実態を狭間見ることがあった。そして今回の司法改革の問題は、まだ終わりではない。まだ追求する必要があると思ひ、ある出版社に、「法教育」のことも含めて述べたものの出版の問いあわ

せをした。比較的早く、肯定的な返事があった。しかし、やゝ時間をおいて、次のような趣旨の返事があった。以下、その趣旨であつて、返事そのままではない。

裁判員制度については、制度発足当初の原理的な賛成論、反対論の段階はすでに過ぎていく。ともかくも制度が発足している。だから、この制度が発足したことを前提に、この制度がどのように運用され、またそこでどのような問題点が明らかになってきたかという実態的あるいは実証的な検討を加えての論考でないと、今日出版する意義はない。

というものであった。さらに「蘆田の文章は、裁判員制度の問題点を一層深めるといふことからすれば、説得性が充分あるとは思われない」というようなことも付け加えてあった。

ついでに言うておけば、裁判員制度では営業にならないという趣旨のことも付け加えてあった。営業の問題なら、それはそれでしてくれ、というものだが、おそらく、この部分が、出版社の人のもので、あとは、出版社の人のものというより、三流の研究者もどきの助言に基づくものである。メッセージをそのまま示さないで、判りにくいかもしれないが、拙文をまがりなりにも理解したとは到底思えないままの、しかし、「蘆田の文には、これという意義はない」ととれる断固とした口調である。この傲慢さ、つまり内容も理解しないままの断定は、ふつうの出版人の文ではない。内容が理解できなくては、著者と話せないからである。しかし、研究者もどきのアドバイスに従ったにしろ、書いてきているのは、出版社の人物である。

「ともかくも制度は発足している」、とは、まさに、いかなる法律でも法律は法律だ、という考えである。実際に、

その法律が適用されている人のことを考えないのかと思う。ともかくも発足した制度下にある人のことへの関心を、「実証的な検討」などと呑気に言える人は、自ら法律研究者たり得るか、あるいは編集者たり得るかかと、深刻な自省を求めたいところである。逆に、このアドバイスをした人物や出版社の人物にすれば、制度はもう施行されているのに、何をいまさらということかと思うが、それは、そのビルはもう建てられました、デザインについて議論は終わっています、とは違うということが判っていないようである。法律制度、とくに罪と罰が絡む法律や制度にの議論も成り立つとも言えるが、アドバイザーや、その出版社は、その原則的なことが理解できていないのである。

私が、実際に出版社に送ったものは、一部は施行以前に書いたものである。一部は、施行後のものである。

制度が施行されている以上は、原理的な賛成反対の段階ではないという指摘は、問題である。些細な手続きの問題であるなら、施行を以てひとたびの結着と言えるかもしれない。どうして、原理的な賛成反対が問題でなくなるのか。だいたい、原理的な賛成反対とは何だ。施行されたら問題でなくなるような原理などあるのか。そして「実証的な検討を」という指摘をしているその人物は、自分で言いながら、その提案を本当に賢明な提案であると思っっているのだろうか。

私は、ある出版社の経営者から、東大で中世史を担当していた石井進が、日本の学問は、仮説がない実証なんだと言っていたと聞いたことがある。つまり、論理がなければ、実証もないということが判らないといけない。教や例をあげるのは、「実証的」でもなんでもない。どんなことが起こっていても、判らない者には、判らないのである。理論がなければ、実証もないのである。

「ともかく制度は発足している」しかも、大勢の賛意を得てである。これを批判するということは、どれほど大変なことであるか、ということ、少しまともな言論の世界にいる者ならわかることである。

それに反して、多数派に身を置く者が、ともかくも発足している制度を批判するのは、無意味だと言っているようである。まさに法律は法律なのである。

出版を生業とする者が、草稿についての自分の理解能力について問題があることを晒していることに無自覚なのも問題であるが、出版について否定的になるのは、その主題が営業にならないからでもある、という誤魔化しは、拙文への拒絶意思の修辭的表現のように思われる。ここで営業の問題を絡ませるのは拙劣すぎる。否定するだけの論理を持たないことを誤魔化しているとも思われる。しかし、このようなつまらぬ魂胆への付度は、無用のことである。売れような売れなろうが、出版に値すると思えば出しますという出版社もいるのである。そのとき感銘をうけたが、そのような構えは、出版に志しをもつ人であるなら当然のことかもしれない。逆に、そのような人物と出版同意に至るのは、そう簡単ではないかもしれない。

いま私が言っているのは、戦後、あれほど反省された筈の「法律は法律だ」式の論理が、法律書を多くてかけている出版者の発言として「ともかくも制度は発足している」という表現で蒸し返されているということである。さらに付け加えると、この出版社は「また当社は、裁判員制度については、特にこの制度に賛成の立場、反対の立場を明確にして出版に取り組むという姿勢ではなく、両者のそれぞれの立場からお互いに論議を深めるといふ立場で出版に取り組んできております」というのである。「したがって、この制度意義を認めこれを推進する立場の本も、あるいはこれを批判する立場の本も、両方の本を出版しております」という。いろんな本を出版されるのは、結構であるが、「ともかくも制度は発足している」という言葉を投げ返したい。それぞれの立場からの議論云々ではなく、私は、制度の根底的に不

合理なところを問題にしているつもりなのである。被告人にとつても、国民にとつても切実な問題があつて、それは、刻々と、被告人や国民を蝕んでいることを問題にしているのである。いずれの立場か、ということではなく、その問題が分からないのか、ということである。私が、現実の基礎にあることを問題にするのは、議論のためではないのである。この無理解無自覚な、出版を志すものとしては如何なものか思う。「両方の本を出版」しても別に咎めはしない。しかし、「両方の本を出版」をことさらに良いことのように言うのは、何が問題であるのか全く理解していないということである。

なぜ、この問題を書く本を出版したのか。何を公刊すべきであるとするか、これは、著者や出版社の存在理由たる問題である。このことは、ときに出版される出版人の回顧録でもみることができるとは思う。私は勝手に研究者もどきのアドバイザの姿を想起したが、実際には居ないかもしれない。が、想起しうる同種の人物には事欠かない。要するに社会に害を為す研究者もどきが繁殖している現状である。

そのような現状で、出版事業をするには、それ相当の覚悟が必要になるのだが、どうやら、この人物は、挫けてしまつてゐるようである。「研究者」の劣化に併行するように、出版の世界も悲惨な状態ではないかと憂う。

「ともかくも発足した制度」というのは、国会などの「多数の暴虐」によるものである。この「多数の暴虐」こそ、トクヴィル『アメリカのデモクラシー』が問題にしたものであり、J・S・ミルが継承した問題である。皮肉なことに、というより馬鹿げたことだが、三谷太一郎は、「多数の暴虐」を問題にしたトクヴィルをよりどころにして、「多数の暴虐」を正当化しているのである²。これほど有名な古典を、真逆に解釈した話を、裁判員制度や法教育推進する人たちは土台にしているのである。

原理的な問題は、何も終わつてはいない。そもそも、どれほど原理的な問題を、この間なし得てきたというのか。「実証」というのなら、この制度の発足そのものが、「多数の暴虐」の典型例、つまり実証例ということが出来る。

「ともかくも制度は発足」しているという人は、ともかくも法律なんだから、と言つてゐるのと同じである。

後に掲げる文献の『法教育のめざすもの―その実践に向けて―』は、法教育推進協議会での報告をまとめたものであるが、そこで、星野英一は、「法教育」推進グループと少しずれたことを言つてゐる。つまり、法教育なら、法律教育ではなく、「法」教育をしないといけないというわけである。「法と法律の区別」という項目をあげてゐる。星野の報告は、やや異色である。その理由は何か。それこそが「法教育」の課題であるべきなのだが、実は、社会科学教育の課題であつた筈である。

二〇一一年七月二七日 衆議院厚生労働委員会で「放射線の健康への影響」参考人として説明した 児玉龍彦東京大学先端科学技術研究センター教授 東京大学アイソトープ総合センター長は、福島原発事故による漏出総量は、熱量換算広島原爆の二十九・六個分、ウラン換算にして二十個分と考えられるとし、その放射線の残存量についても、原爆の場合、一年で千分の一の残存量になるのに対し、原発の場合は十分の一に過ぎないと、住民や子供の生活や将来への思い溢れた声涙あわせくだるものであつた。たしかに義憤にもとづくしかし衝撃的なものであつた。そのとき、児玉教授は、「私の現在やつてゐるのはすべて法律違反です。現在の障害防止法では各施設で扱える放射線量、核種等は決められています。東大の二七のいろんなセンターを動員して現在南相馬の支援を行つていますが、多くの施設はセシウムの使用権限など得ておりません。車で運搬するのも違反です。しかしながら、お母さんや先生方に高線量の物を渡してくる訳にもいきませんから、今の東大の除染ではすべてものをドラム缶に詰めて東京に持つて帰つてきております。受け入

れも法律違反、全て法律違反です。」と言い切った。

児玉教授は、法律違反である行為こそ、自分たちがすべきこと、正当なこと、だと確信して言った。つまり、この場合、法律違反こそが、なすべきこと、すなわち「法」であると判断されているのである。国会は、この声に返す言葉がなかった。

「法教育」担当者、推進者は、何と答えることができるのだろうか。それとも、「目的とするものが違いますから」というのだろうか。

(1) 小林直樹訳、『ラートブルフ著作集第四巻 実定法と自然法』(一九六一東大出版) 所収。

(2) 前掲1の注(3) 参照。

文献

法教育研究会「報告書」『我が国における法教育の普及・発展を目指して―新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために―』(平成一六年一月四日法教育研究会)

大村敦志・土井真一編『法教育をめざすもの―その実践に向けて―』(二〇〇九 商事法務)

雑誌論文

1 高山次嘉「高校生の法及び権利意識―法教育研究序説」『教育学研究』28 - 1, 19-28, 1961-03)

2 播磨信義「教員養成系学生の憲法意識と憲法教育の課題(憲法と教育へ特集)」『法律時報』54(10), p21-28, 1982-10)

3 永井憲一「憲法教育の変移と憲法学への期待(論争・憲法学23)」『法律時報』61(8), p118-120, 1989-07)

4 近藤真「憲法教育論:市民形成および社会科学教育としての憲法教育(「法学教育」の総合的研究へ特集): (現状と課題)」『法の科学』(22), p59-66, 1994)

5 磯山恭子, Isoyama Kyoko, インヤマキョウコ「アメリカの法教育におけるカリキュラム構成に関する研究: 法的社会的機能の類型を手がかりとして」『教育学研究集録』(24), 133-144, 2000-10)
: : このような社会では、法律家のみならず市民にも、法に関する資質を身につけることが求められる。...

6 「ひろば時論 国民の司法教育」『法律のひろば』54(11), 2, 2001-11)

7 「ひろば時論 法教育研究会」『法律のひろば』56(10), 3, 2003-10)

8 大場亮太郎「子どもに伝える『法教育』(1)法は誰のもの?」『法律のひろば』56(11), 49, 2003-11)

9 安藤和津「子どもに伝える『法教育』(2)大人の背中」『法律のひろば』56(12), 43, 2003-12)

10 堀修史「実務教育はどうあるべきか: 活力ある高等教育の形成に向けて 法教育からの一考」『法律文化』15(11), 6-8, 2003)

11 江口勇治「子どもに伝える『法教育』(3)子どもたちに法や司法の基本を学ぶ機会を」『法律のひろば』57(1), 66, 2004-01)

12 大杉昭英「子どもに伝える『法教育』(4)ルールは人のためにつくられる」『法律のひろば』57(2), 51, 2004-02)

13 法教育研究会「資料 法教育研究会『論点整理』(平成15年12月26日)」『法律のひろば』57(2), 52-60, 2004-02)

- 14 沖野 眞巳「子どもに伝える『法教育』(第6回)個人と国家をつなぐもの」(『法律のひろば』 57(4), 59, 2004-04)
- 15 荻原 弘子「子どもに伝える『法教育』(5)嘘を見抜き、議論する力」(『法律のひろば』 57(3), 45, 2004-03)
- 16 土井 真一「求められる法教育のすがた―司法ネットとの連携(特集 司法ネット構想)」(『法律のひろば』 57(6), 36-42, 2004-06)
- 17 絹川 泰毅「子どもに伝える『法教育』(8)『法教育』と『司法教育』」(『法律のひろば』 57(6), 65, 2004-06)
- 18 鈴木 啓文「子どもに伝える『法教育』(9)ケーキをどう分ける?」(『法律のひろば』 57(7), 66, 2004-07)
- 19 高橋 文郎「子どもに伝える『法教育』(10)自分のカヌーは自分で漕げ!」(『法律のひろば』 57(8), 59, 2004-08)
- 20 館 潤二「子どもに伝える『法教育』(11)「憲法とは何か」がわかる授業を」(『法律のひろば』 57(9), 66, 2004-09)
- 21 土井 真一「子どもに伝える『法教育』(12)法教育と生きる力」(『法律のひろば』 57(10), 59, 2004-10)
- 22 永野 薫「子どもに伝える『法教育』(13)「契約」の向こう側」(『法律のひろば』 57(11), 55, 2004-11)
- 23 西山 卓爾「子どもに伝える『法教育』(14)法や司法に関する共有感覚」(『法律のひろば』 57(12), 57, 2004-12)
- 24 渡邊 弘「法教育を支えるシステム」(『リ・ガル・エイド研究』 (10), 35-47, 2004-12)
- 25 橋本 康弘「子どもに伝える『法教育』(15)自治意識の涵養と公正な判断力の育成」(『法律のひろば』 58(1), 61, 2005-01)
- 26 山根 香織「子どもに伝える『法教育』(16)想像力と勇氣」(『法律のひろば』 58(2), 51, 2005-02)
- 27 丸山 嘉代「子どもに伝える『法教育』(第17回・最終回)考える人」(『法律のひろば』 58(3), 49, 2005-03)
- 28 「ひろば時論今、なぜ法教育が必要か」(『法律のひろば』 58(10), 3, 2005-10)

- 29 -

- 29 藤沢 攻「司法制度改革下における『法教育』(「司法改革」の総決算―憲法の理念に基づく真の司法改革をめざして) : (これだけは言いたい―私の司法改革論)」(『法の科学』 (36), 159-163, 2006)
- 30 丸山 嘉代「我が国における法教育の普及発展への取組について」(『法の支配』 (142), 36-44, 2006-07)
- 31 吉村 典晃「法制度改革インフォメーション(第5回)法教育への取組状況について」(『法律のひろば』 59(10), 64-67, 2006-10)
- 32 三谷 晋「米国における法教育について : Law-Related Education (LRE)」(『地域研究』 2, 107-120, 2006-03-31)
 : 本稿ではアメリカにおいて法曹養成や法律専門職以外の法学教育(Law-Related Education (LRE))の歴史の変遷及び現在のLREの内容について検討を行っている。 : アメリカのLREの歴史は古く植民地時代にさかのぼるが、当時のLREは憲法教育でありまた偏った愛国心を育てるものとして批判がある。 : : CINii PDF・オープンアクセス
- 33 「ひろば時論 法教育の普及・発展に向けて」(『法律のひろば』 60(4), 3, 2007-04)
- 34 渡邊 弘「初等中等教育における法教育―民主主義法学に課せられた課題」(『法の科学』 (38), 189-202, 2007)
- 35 「特集 法教育の新たな地平」(『法律のひろば』 61(5), 4-50, 2008-05)
- 36 大谷 大「法務・検察における法教育の推進(特集 法教育の新たな地平)」(『法律のひろば』 61(5), 4-12, 2008-05)
- 37 田中 秀和「新学習指導要領における法教育の位置づけ(特集 法教育の新たな地平)」(『法律のひろば』 61(5), 13-16, 2008-05)
- 38 日置 朋弘「裁判所における法教育への取組(特集 法教育の新たな地平)」(『法律のひろば』 61(5), 17-20, 2008-05)
- 39 鈴木 啓文「弁護士会における法教育への取組(特集 法教育の新たな地平)」(『法律のひろば』 61(5), 21-28, 2008-05)

- 30 -

- 40 伊見 真希, 佐々木 琢至, 高山 完圭「市民生活に身近な題材を用いた法教育の実践(特集 法教育の新たな地平)」
 (『法律のひろば』 61(5), 29-33, 2008-05)
- 41 「教育現場での法教育の取組(特集 法教育の新たな地平)」 (『法律のひろば』 61(5), 34-50, 2008-05)
- 42 臼井 忠雄 「初等教育における法教育の実情(特集 法教育の新たな地平)」 (教育現場での法教育の取組) /
 (『法律のひろば』 61(5), 34-38, 2008-05)
- 43 渥美 利文「後期中等教育における法教育の方向性(特集 法教育の新たな地平)」 (教育現場での法教育の取組) /
 (『法律のひろば』 61(5), 39-43, 2008-05)
- 44 大谷 實, 深田 三徳, 田中 雅裕「一貫教育における法教育(特集 法教育の新たな地平)」 (教育現場での法教育
 の取組) (『法律のひろば』 61(5), 44-50, 2008-05)
- 45 北川 善英『法教育』の現状と法律学(『立命館法學』 2008年(5・6), 1422-1441, 2008)
- 46 北川 善英, 大坂 誠「法教育と法的リテラシー」(『横浜国立大学教育人間科学部紀要』 Ⅲ, 社会科学』 10, 29-43,
 2008-02)
- 47 中川 深雪, 大谷 太「法教育の未来:私法分野教育と法律専門家(特集 学校教育と法教育)」 (『月報司法書士』(448),
 2-10, 2009-06)
- 48 杉浦 真理「法教育と学校、そして、街の法律家への期待(特集 学校教育と法教育)」 (『月報司法書士』(448), 25-33,
 2009-06)
- 49 「ミニ・シンポジウム 法教育」 (『法の科学』 (40), 146-163, 2009)
- 50 渡邊 弘「法教育論の現状と課題(ミニ・シンポジウム 法教育)」 (『法の科学』(40), 146-151, 2009)
- 51 吉田 俊弘「法教育の現状と課題を探る:教育現場からの報告(ミニ・シンポジウム 法教育)」
 (『法の科学』(40), 152-157, 2009)
- 52 成嶋 隆 「義務教育における憲法価値・原理の教育(ミニ・シンポジウム 法教育)」 『法の科学』(40), 158-163,
 2009)
- 53 後藤直樹「法化社会の進展と法教育における法律家の役割(特集 なぜいま「法教育」か:学校教育で法を教える)」
 (『法学セミナー』 55(2), 25-28, 2010-02)
- 54 「特集 明日へと向かう法教育」 (『法律のひろば』 63(6), 4-45, 2010-06)
- 55 布施 京子「法務・検察における法教育の推進(特集 明日へと向かう法教育)」 (『法律のひろば』 63(6), 4-11,
 2010-06)
- 56 曾根 芳巳『『未来の裁判員』に向けて:法教育講座の実体験記(特集 明日へと向かう法教育)』 (『法律のひろば』 63
 (6), 12-17, 2010-06)
- 57 菊地 史晃「小・中・高等学校における法教育の位置づけについて(特集 明日へと向かう法教育)」
 (『法律のひろば』 63(6), 18-22, 2010-06)
- 58 一場 康宏「裁判所における法教育への関与(特集 明日へと向かう法教育)」 (『法律のひろば』 63(6), 23-26, 2010-06)
- 59 村松 剛「自由で公正な社会を目指して:弁護士会における近時の取組について(特集 明日へと向かう法教育)」
 (『法律のひろば』 63(6), 27-34, 2010-06)

- 60 高山完圭「司法書士会における法教育への取組（特集 明日へと向かう法教育）」『法律のひろば 63(6)』35-38, 2010-06)
- 61 荒明 聖「教育現場での法教育の展開―初等教育における法教育の実践（特集 明日へと向かう法教育）」『法律のひろば』 63(6), 39-45, 2010-06)
- 62 沖本 真由美「親子法律教室の取組み（特集 学校と社会をつなぐ「法教育」）―（法教育への取組事例）」『市民と法』 (63), 44-51, 2010-06)
- 63 「特集 法教育と法律学の課題（『ジュリスト』(1404), 8-42, 2010-07-15)
- 64 大村 敦志「はじめに（特集 法教育と法律学の課題）」（『ジュリスト』(1404), 8-9, 2010-07-15)
- 65 戸松 秀典「法教育と憲法（特集 法教育と法律学の課題）」（『ジュリスト』(1404), 10-15, 2010-07-15)
- 66 早川 眞一郎「法教育における民法学の役割（特集 法教育と法律学の課題）」『ジュリスト』(1404), 16-20, 2010-07-15)
- 67 山口 厚「法教育と刑法（特集 法教育と法律学の課題）」（『ジュリスト』(1404), 21-26, 2010-07-15)
- 68 荒木 尚志「法教育と労働法（特集 法教育と法律学の課題）」（『ジュリスト』(1404), 27-34, 2010-07-15)
- 69 田村 善之「法教育と著作権法―政策形成過程のバイアス矯正としての放任との相剋（特集 法教育と法律学の課題）」（『ジュリスト』(1404), 35-42, 2010-07-15)
- 70 「ミニ・シンポジウム 法教育の理念と内容」（『法の科学』(41), 129-147, 2010)
- 71 渡邊 弘「法教育論の最近の動向と理論的課題（ミニ・シンポジウム 法教育の理念と内容）」（『法の科学』(41), 129-135, 2010)
- 72 中村 浩爾「法教育と道徳教育―法と道徳の区別と関連（ミニ・シンポジウム 法教育の理念と内容）」

『法の科学』(41), 136-141, 2010)

- 73 杉浦 真理「社会権を重視する法教育実践―立命館宇治中高・社会科必修選択科目「政治経済」の実践を手がかりとして（ミニ・シンポジウム 法教育の理念と内容）」（『法の科学』(41), 142-147, 2010)

- 74 吉村 良一「民法学のあゆみ 大村敦志・土井真一編著『法教育のめざすもの』」（『法律時報』 82(12), 122-126, 2010-11)

〈付記〉

関西大学法科大学院那須彰教授と栗原宏武教授（当時）が裁判員制度や法教育に関して、見過しておくことはできないことを述べられていたことに気が付いた（関西大学生協同組合『書評』一三二号、二〇〇九・一〇）。

那須教授は、裁判員による裁判で「刑事裁判の正統（当）制」が保持されるなどと書いている（五七・八頁）。新約聖書の記述によれば二千年前の人々には、人が人を裁ける根拠を見いだせなかったのである。それで、人類は、不法行為やトラブルにはどのように対処してきたか、元裁判官法科大学院教授である那須教授は何も学習してこなかったようである。

那須教授は、調書などの証拠を綿密検討することで法廷の審理から「活性」を失わせたことを問題にしている（五六頁）。那須教授は自分の言っていることが、奇妙だとは思わないのか。法廷の審理を活性させるために制度があるのか？ 被告人の人権のために法廷の審理があるのだろうか。どうして「活性」化しないとイケないのだ。本末転倒である。

栗原教授（現在名誉教授）も同様のことを書いている。栗原教授が傍聴した事件では、「（裁判員全員がためらいもせず）直接質問をぶつけるなどし、生き生きとした法廷中心の充実した審理が実践された」（六五頁）と元裁判官法科大

学院教授（当時）は書いてる。正直に言って、このくだりは、私は冷静に見られなかった。ここでは、現実の被告人・人間が、審理活性の餌にされてしまっている。だいたい、佐藤幸治や三谷太一郎の話は、被告人を犠牲に供することによって、国民の統治者意識を涵養する「教育」が主題であった。

栗原教授（当時）が傍聴した事件の被告人は、既に罪を認めている。有罪であることでは、何も争ってはいないのだ。その被告人に、本来何の権限もない者（それこそ、本来正当性を有しない者）が、かわるがわる質問したというのである。いじめの現場で、おまえも一突きくられてやれと共犯関係をつくっていく惨^{むじ}たらしい場面を、元裁判官の法科大学院教授（当時）は、想起出来なかったのか。まさに、被告人の人権は踏みにじられ、人格が罵りものにされているのである。その人権侵害の場を、この法科大学院教授（当時）は感嘆して目撃しているのである。

元裁判官である法科大学院教授たちの二つのレポートは、被告人の権利を危うくする叙述はあっても、被告人の権利の保証をどう実現するかについては全く何もない。この元刑事裁判官の法科大学院教授たちのレポートは、いかなる意味でも及第に値し得ない。これでは法科大学院教育の成果などあがる筈はない。制度もさることながら、かかる教員の認識では、いかなる法曹教育も「法教育」もあり得ないだろう。栗原教授は、とくに「法教育」について、言及している。しかし、栗原・那須両教授の文がほぼ同一趣旨であるのは、かかる認識は、決して那須・栗原に教授にとどまらな

いと考えられる。那須・栗原両教授にとどまらな、みんなが言っているということであれば、それは尚更問題である。

第八節において紹介したが、わたしは、出版社の編集者から、問題は「実証の段階」だ、とのご教示をうけた。その実証とは、栗原教授が讚美する、吐きけをを催す情景を叙述すること意味するのかと思つた。しかし、人によっては、吐きけを催す光景を、賛嘆して見続ける法科大学院教授もいる、という実証例の方が衝撃的ではないだろうか。しかし、

それは、挙例するまでもなく、蔓延しているのである。